

# 築上町スクールバス運行マニュアル

築上町教育委員会

令和6年1月

## 【目次】

1. 運行の目的、運行日について	P.1
2. スクールバスの利用手続き	P.1
3. 運行に関する留意事項	P.2
4. 緊急時の対応について	P.3

## 1. 運行の目的、運行日について

---

### (1) 運行の目的

築上町立小中学校通学自動車管理規則（以下「規則」）の規定により、遠距離通学の児童・生徒の負担軽減のために運行します。

### (2) 運行日

原則、児童・生徒が登校する日とします。

### (3) 乗車対象者

築城中学校及び上城井小学校、葛城小学校、築城小学校校区の、規則に定める運行区域に居住し、申請の許可を受けた児童・生徒を乗車対象とします。

※葛城小学校については、運行区域内の住民も同乗しています。

### (4) 運行車両について

(ア) 運行する車両は、支障なくスクールバスの運行を達成できるものを使用します。

(イ) 運行する車両は、乗車する児童・生徒全員が1人1座席で着席することができ全ての座席にシートベルトが装備されているものを使用します。（補助席を含む）

(ウ) 運行する車両は、毎日同一の車両を使用します。車検・故障等により車両が使用できない場合は町有バス等で運行します。

(エ) 通常使用車両

築城中学校スクールバス：マイクロバス

葛城小学校スクールバス：マイクロバス

築城小学校スクールバス：中型バス

## 2. スクールバスの利用手続き

---

スクールバスの利用等にあたっては、下記のとおり手続きを行います。これに基づき教育委員会はバス乗降者名簿を作成します。

(1) スクールバスを利用する児童・生徒は、通学乗車許可申請書を学校経由で教育委員会に提出します。

(2) 乗車許可の変更・辞退については、教育委員会に届け出ます。

※申請書記載の注意事項が守れない場合は、バスの利用を禁止する場合があります。

### 3. 運行に関する留意事項

---

関係各所相互に密にコミュニケーションを図り、スクールバスの安全な運行に努めます。

#### 学校

- (1) 学校は、児童・生徒のバスの中での安全・マナーについて指導を行います。
- (2) 学校は、保護者に対して利用・連絡に関する説明等を行います。
- (3) 学校は、乗車・降車人数の確認を乗降者名簿等で行います。

#### 運行事業者

- (1) 運行事業者は、児童・生徒の安全確保及び運転車両の安全確認に努めます。
- (2) 運行事業者は、乗車・降車人数の確認を乗降者名簿等で行います。
- (3) 運転手は、必ずシートベルトを着用するよう児童・生徒に指導します。
- (4) 運転手は、終点で降車状況・忘れ物について確認を行います。

#### 添乗員（築城小学校スクールバス）

- (1) 添乗員は、児童の安全確保に努めます。
- (2) 添乗員は、乗車・降車人数の確認を乗降者名簿等で行います。
- (3) 添乗員は、必ずシートベルトを着用するよう児童に指導します。
- (4) 添乗員は、乗降時や道路横断の際の安全確認を行います。
- (5) 添乗員は、終点で降車状況・忘れ物について確認を行います。

#### スクールバス利用児童・生徒の保護者

- (1) 自宅から停留所までの安全管理を行ってください。
- (2) バスの利用に係る安全・マナーについて指導を行ってください。
- (3) 申込書に記載した利用区分に従い、決められた停留所以外は利用できません。
- (4) スクールバスは、時刻表に記載された時刻に到着するように運行します。登校時は、各停留所にバス到着時刻の5分前までに集合してください。
- (5) 乗り遅れた場合は、保護者の責任で児童・生徒を送迎してください。
- (6) 児童・生徒の持ち物には、外部から確認できるように名前を表示してください。

#### スクールバスを利用する児童・生徒

- (1) バス到着時刻の5分前までに各停留所に集合してください。
- (2) 運転手・添乗員にあいさつをしてください。
- (3) 座席にすわり必ずシートベルトをしてください。
- (4) 運転手・添乗員の指示に従ってください。
- (5) バスの中で宿題をしたりタブレットを見たりしてはいけません。

#### 4. 緊急時の対応について

---

##### バス乗車中に災害、急病人、事故等が発生した場合の対応

- (1) 運転手は、周囲の状況を確認したうえで、バスを安全な場所に停車します。
- (2) 運転手は、停車後、直ちに車内外の状況を確認し、必要に応じて救急車の要請や警察への連絡等を行います。また、学校に状況を報告し、対応を協議します。
- (3) 学校は、必要に応じて現地確認や保護者への連絡を行います。

##### 台風・積雪等の悪天候時の対応

- (1) 学校は、登下校のバス運行に支障をきたす恐れがある場合には、運行事業者と協議し、スクールバスの運行時間の変更を判断します。
- (2) 学校は、運行事業者との協議の結果、スクールバスの運行時間を変更する場合には、速やかに保護者に連絡します。